

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛知県半田市日東町1番地の6
 氏 名 豊田メタル株式会社
 代表取締役社長 原口 博仁
 電話番号 0569-22-0211



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	三菱マテリアル株式会社 直島製錬所長 清谷 謙二
	住所又は所在地	香川県香川郡直島町4049番地の1
	事業場の所在地	香川県香川郡直島町4049番地の1
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	シュレッダーダスト
	種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	性状	粉状、固形状
	1年当たりの最大搬入量	1,200t/年
	排出事業場	名称
所在地		愛知県半田市日東町1番地の6
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		別紙1の通り
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙2の通り
	住所又は所在地	別紙2の通り

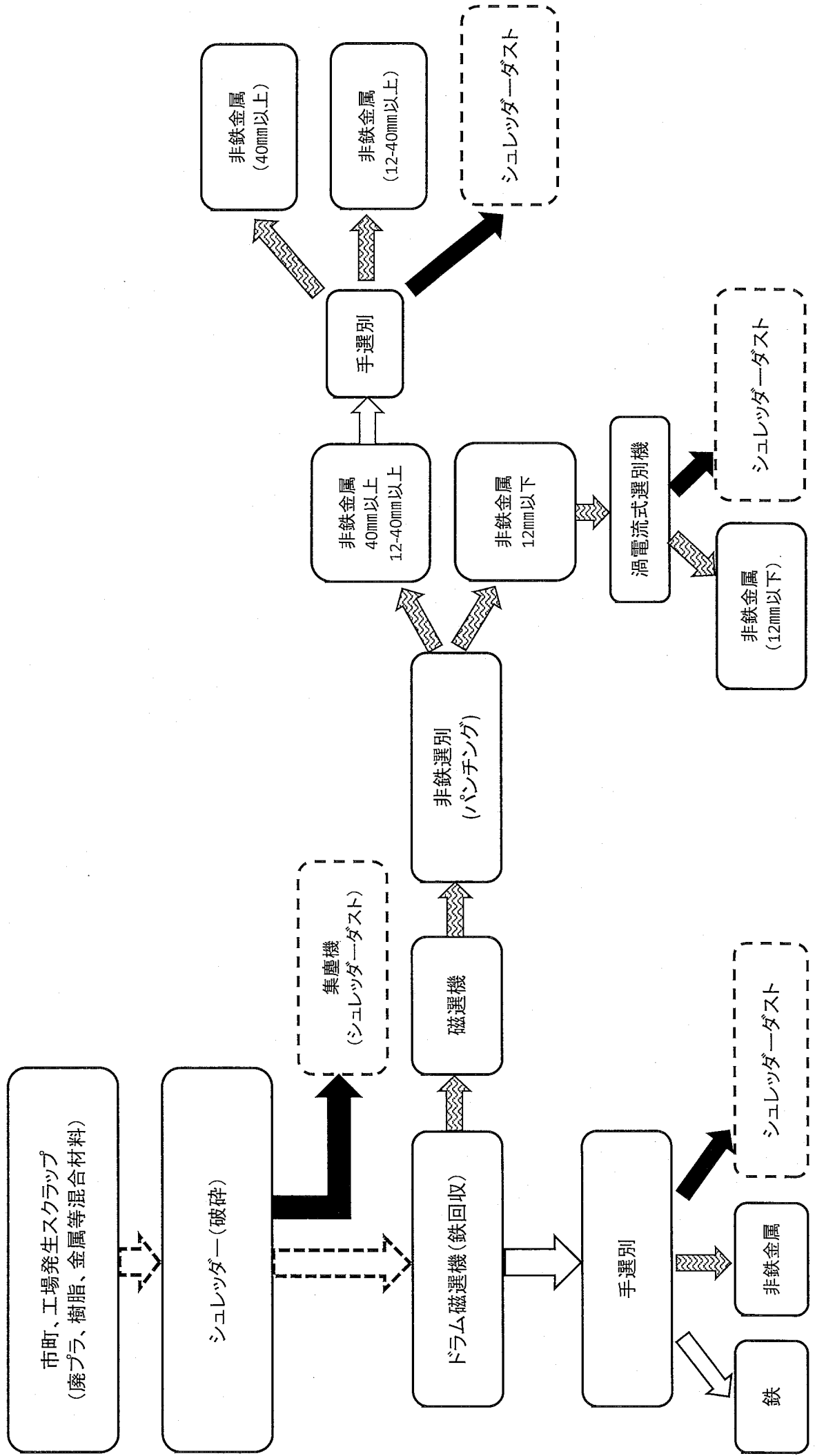
(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙3の通り
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	飛散防止
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	別紙4の通り
	搬入開始予定年月日	2024年 8月 1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

【豊田メタルSR発生工程フロー図】



別紙2（収集運搬業者）

1. 大徳運輸株式会社

代表取締役 徳本 雅己

愛知県岡崎市生平町保毛2番地1

2. ツネイシカムテックス陸運株式会社

代表取締役 原田 修一

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

以上 計2社

別紙 3

収集運搬経路図

大徳運輸株式会社

出発：愛知県半田市日東市 1-6 豊田メタル (株)

到着：香川県香川郡直島町 4049-1 三菱マテリアル (株) 直島製錬所

出発 → 県道 265 号 → 国道 247 号 → 県道 55 号 → 県道 464 号 → 県道 55 号 → 県道 46 号 →

知多半島道路 (阿久比 IC) → 伊勢湾岸道 → 新名神高速 → 名神高速 → 新名神高速 →

山陽自動車道 → 山陽自動車道 (備前 IC) → 国道 2 号 → 県道 45 号 → 四国汽船フェリー → 到着

別紙4（搬入業者責任者名）

1. 豊田メタル株式会社

資源循環部 主任 坂本雅明

愛知県半田市日東町1番地の6

電話番号 0569-22-0210

以上